

二次元コード貼付

留意事項

- 情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。
 - 当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - 当事者のうち、お一人で請求した場合、
 - 離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - 離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
- 年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。
 - 離婚が成立した日
 - 婚姻が取り消された日
 - 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）
ただし、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
- 情報提供を受けようとする期間が平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間のみの場合は、情報提供請求ができません。
- 当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。

請求書に添えなければならない書類

- ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類
 - 個人番号を記入したとき
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
 - ①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
 - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 - 基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3
- ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

- 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
 - 戸籍の謄本
 - 当事者それぞれの戸籍の抄本
 - 戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）
- ※ 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。

＜添付書類の取扱いについて＞

- 添付書類は、原本を添付してください。（「コピー可」と記載されているものは除く。）
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却の申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、返却いたします（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）。

その他

- 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
- お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
- 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
- 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
- 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>

離婚時の年金分割



【二次元コード】

受付登録コード				
1	7	8	1	1

届書コード		処理区分			
7	8	1	1		

- ◆ 請求方法について、該当する数字を丸で囲んでください。

1. 当事者二人による共同の請求	2. 当事者一方のみによる請求	請求方法に関わらず、「請求者」欄、「配偶者（配偶者であった方）」欄の両方をご記入ください。（③欄を除く）
------------------	-----------------	--

- ◆ 太枠 の中に必要事項をご記入ください。（2ページ目以降もご記入ください。）

① 基本情報		請求者	配偶者（配偶者であった方） * 「当事者一方のみによる請求」の場合においてもご記入ください。
	（1）個人番号※1 【または基礎年金番号】	①	③
	（2）生年月日	② 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	④ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日
	（3）氏 名	(フリガナ) (氏) (名) (旧姓)	(フリガナ) (氏) (名) (旧姓)
	（4）住 所 ※2	郵便番号 -	郵便番号 -
		(フリガナ) 市 区 町 村	(フリガナ) 市 区 町 村
	（5）電話番号	— —	— —

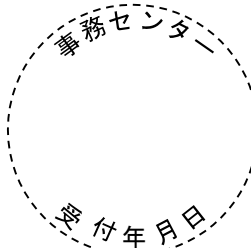
※1 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

※2 当事者一方のみによる請求の場合であって、配偶者（配偶者であった方）の現住所が不明の場合は①欄の「（4）住所」欄に「不明」と記入し、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄に住所をわかる範囲でご記入ください。

② 婚姻期間等	（1）法律婚期間 【事実婚期間のみの場合は記入不要です。】	婚姻した日 ⑥ 昭和・平成・令和 年 月 日
	離婚した日または婚姻が取り消された日 （現在、婚姻関係にある場合は記入不要です。）	⑦ 令和 年 月 日
	（2）事実婚期間 【婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚関係）にある期間】	1. 事実婚期間を有しない。⇒ ③欄（裏面）へ進む 2. 事実婚期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する 3. 事実婚期間と事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する。⇒ ア・ウを記入する
	ア 事実婚第3号被保険者期間の初日	⑥ 昭和・平成・令和 年 月 日
	イ 事実婚関係が解消したと認められる日 （現在、事実婚関係にある場合は記入不要です。）	⑦ 令和 年 月 日
	ウ 事実婚第3号被保険者期間 ※3	昭和 平成 令和 年 月 日 から 昭和 平成 令和 年 月 日 まで 昭和 平成 令和 年 月 日 から 昭和 平成 令和 年 月 日 まで 昭和 平成 令和 年 月 日 から 昭和 平成 令和 年 月 日 まで

※3 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑥欄、⑦欄の「備考」欄にご記入ください。

年金事務所 決裁欄		
決裁	二次	一次



③

請求の意思確認

	請求者	配偶者（配偶者であった方） ※「当事者一方のみによる請求」の場合、「配偶者（配偶者であった方）」欄の記入は不要です。
（１）情報提供要否 〔右欄に☑してください。〕	☐ 厚生年金保険法第78条の4の規定に基づき、標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求します。	☐ 厚生年金保険法第78条の4の規定に基づき、標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求します。
（２）通知書等の交付方法 〔右欄の希望する交付方法の数字を丸で囲んでください。〕	１．年金事務所窓口での交付 ２．郵送による交付	１．年金事務所窓口での交付 ２．郵送による交付
送付先住所・宛名 〔郵送による交付を希望し、送付先住所が⑩欄と異なる場合に記入してください。宛名は本人のみをご記入ください。〕	⑧ 郵便番号	⑧ 郵便番号
	（フリガナ）	
	⑨ 市区町村	
	（氏） ⑩	（名） ⑩
（３）年金見込額試算要否 〔年金分割をした場合の見込額を希望する場合は、該当するものに☑し、按分割合をご記入ください。〕	☐ 老齢厚生年金見込額の試算を希望する ☐ 障害厚生年金見込額の試算を希望する ※ 50歳以上の方または障害厚生年金を受けている方のみ試算が可能	☐ 老齢厚生年金見込額の試算を希望する ☐ 障害厚生年金見込額の試算を希望する ※ 50歳以上の方または障害厚生年金を受けている方のみ試算が可能
	希望する按分割合（上限 50%） ※ 上限を超えた（または下限を下回る）按分割合を記入の場合は、上限（または下限）による試算を行います。	
		按分割合…当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計のうち、対象期間標準報酬総額が少ない方の分割後における持分の割合

◆ 情報の提供を受けようとする婚姻期間について、当事者以外の方に扶養され、第3号被保険者となっていた期間（または当事者以外の方を扶養し、第3号被保険者としていた期間）についてご記入ください。

④

対象期間等に含まない期間

	請求者	配偶者（配偶者であった方） ※「当事者一方のみによる請求」の場合は、わかる範囲でご記入ください。
（１）当事者以外の方との第3号被保険者期間 〔右欄の該当する数字を丸で囲んでください。〕	１．該当する期間はない。 ２．該当する期間がある。⇒（２）欄を記入する	１．該当する期間はない。 ２．該当する期間がある。⇒（２）欄を記入する
（２）当事者以外の方の氏名等 〔当事者以外の方との第3号被保険者期間がある場合は、該当する数字を丸で囲み、当事者以外の方の氏名等をご記入ください。〕	１．当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある ２．当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある	１．当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある ２．当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある
	（フリガナ） （氏）	（フリガナ） （氏）
	（生年月日） 大正・昭和・平成	（生年月日） 大正・昭和・平成
	（基礎年金番号）	（基礎年金番号）

◆ 情報の提供を受けようとする婚姻期間について、過去に情報提供を受けたことがある方のみご記入ください。

⑤

再請求理由

（１）前回情報提供時からの期間 〔右欄の該当する数字を丸で囲んでください。〕	１．前回情報提供を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している。⇒⑥欄へ進む ２．前回情報提供を受けた日の翌日から起算して3か月を経過していない。⇒（２）欄を記入する
（２）再請求理由 〔前回情報提供から3か月を経過していない場合は、右欄のＡからオのうち、該当するものを丸で囲んでください。〕	ア 請求者または配偶者（配偶者であった方）の被保険者の種別の変更があったため。
	イ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が養育期間に係る申出を行ったため。
	ウ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が第3号被保険者に係る届出を行ったため。
	エ 按分割合を定めるための裁判手続に必要なため。
	オ その他（ ）

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

共済組合コード1		⑪		共済組合コード2		⑫		共済組合コード3		⑬						
対象期間	⑭（自）	昭和 平成 令和		年		月		日	（至）	昭和 平成 令和		年		月		日
	⑮（自）	昭和 平成 令和		年		月		日	（至）	昭和 平成 令和		年		月		日
	⑯（自）	昭和 平成 令和		年		月		日	（至）	昭和 平成 令和		年		月		日
	⑰（自）	昭和 平成 令和		年		月		日	（至）	昭和 平成 令和		年		月		日

⑥

請求者の婚姻期間等に係る資格記録

事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等	※4	勤務期間または 国民年金の加入期間	※5	加入年金制度 （○で囲んでください）	事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所			
1		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
2		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
3		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
4		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
5		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
※6 備考								
基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。								
厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号								

⑦

配偶者（配偶者であった方）の婚姻期間等に係る資格記録

事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等	※4	勤務期間または 国民年金の加入期間	※5	加入年金制度 （○で囲んでください）	事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所			
1		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
2		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
3		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
4		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
5		（自） （至）	年 年	月 月	日 日	国年 船保	厚年 共済	
配偶者の住所歴	（自） （至）	年 年	月 月	日 日				
	（自） （至）	年 年	月 月	日 日				
	（自） （至）	年 年	月 月	日 日				
※6 備考								
基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。								
厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号								

※4 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、「事業所名称」欄に部隊名、施設名および職種をできるかぎりご記入ください。

※5 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「勤務期間」欄の（至）に「継続中」とご記入ください。

※6 記入欄が足りない場合には、「備考」欄にご記入ください。